

Q & A

令和2年7月30日作成

申請等について	
国の持続化給付金の支給を受けていますが、奨励金の対象となりますか？	雇用調整助成金、緊急雇用安定助成金、小学校休業等対応助成金のいずれかの決定を受けている事業者が対象となります。
個人事業者は対象となりますか？	従業員20人以下の会社や個人事業主も対象となります。
雇用調整助成金等は3つの助成金がありますが、該当すればそれぞれ給付されますか？	雇用調整助成金、緊急雇用安定助成金、小学校休業等対応助成金をそれぞれ受給した場合でも、1事業主当たり1回までとしています。
市内事業所が支社・支所・支店等の場合対象となりますか？	雇用調整助成金等の交付決定を受けた申請者が市外の事業主でも、市内にある支店等を対象に国の交付決定を受けていれば奨励金の対象となります。
住所は同じで会社が異なる場合はそれぞれ対象となりますか？	国の雇用調整助成金等の支給決定が認められていれば、それに応じて支給します。
国の雇用調整助成金の支給決定を受けた時点では糸島市に事業所がありました、市へ申請する時点では市外に事業所を移しています。対象となりますか？	国の雇用調整助成金の支給決定を受けた時点、かつ市の雇用調整推進奨励金を申請する時点で、糸島市に事業所がある者が対象となります。